

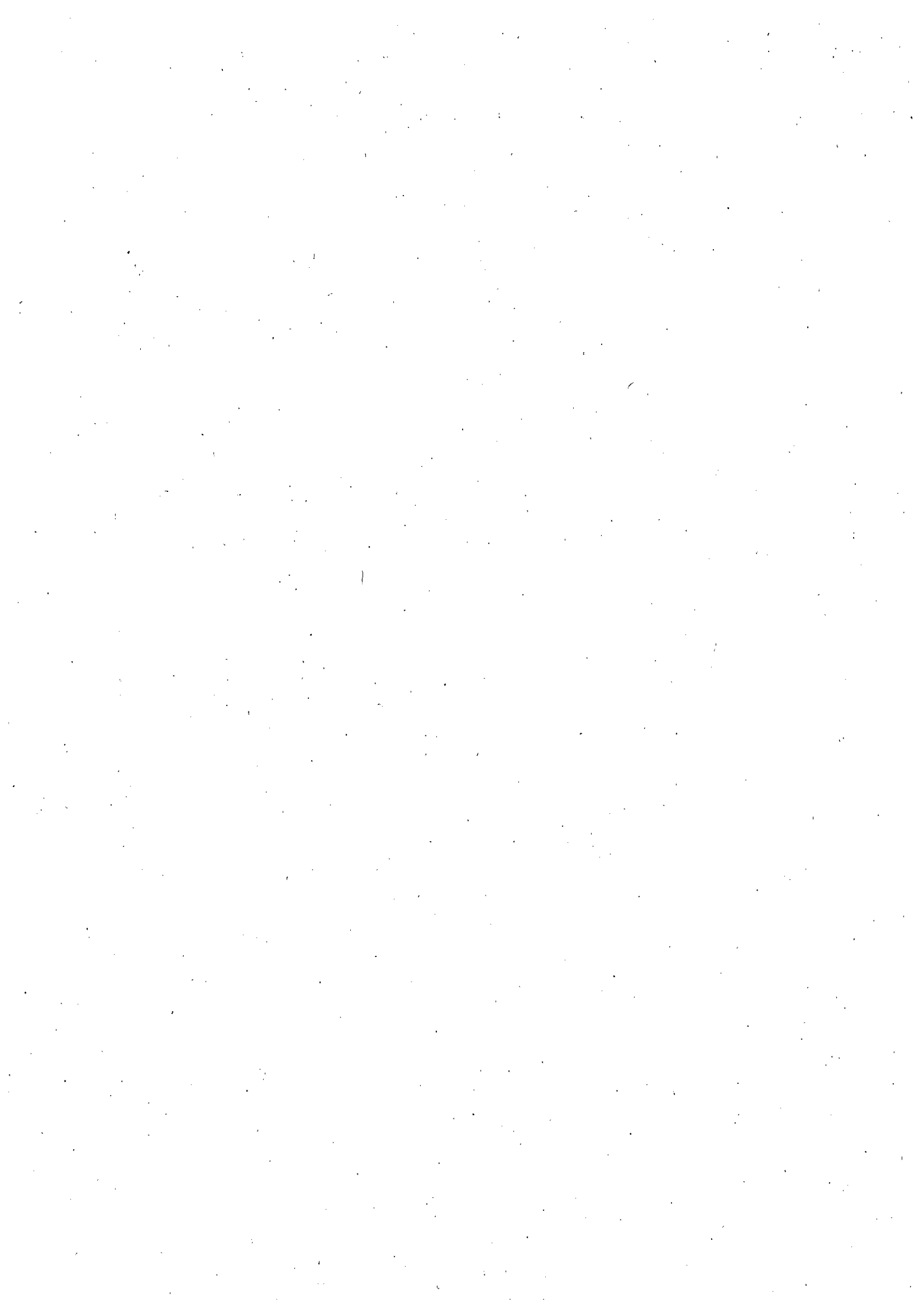
議案第37号

旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正
する条例について

旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例等の一部を別紙のとおり
改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一



旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 旧生方家住宅及び生方記念資料館の設置及び管理に関する条例（平成31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

周遊券	330円	を
周遊券	330円	
年間周遊パスポート	1,100円	に

改め、同表備考第2項中「沼田市歴史資料館」の次に「（以下これらを総称して「歴史施設」という。）」を加え、「各施設」を「各歴史施設」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 年間周遊パスポートは、最初に使用した日から起算して1年間有効とし、その間において、歴史施設を回数の制限なく観覧することができる。

(生方記念文庫設置及び管理条例の一部改正)

第2条 生方記念文庫設置及び管理条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

周遊券	330円	を
周遊券	330円	
年間周遊パスポート	1,100円	に

改め、同表備考第2項中「沼田市歴史資料館」の次に「（以下これらを総称して「歴史施設」という。）」を加え、「各施設」を「各歴史施設」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 年間周遊パスポートは、最初に使用した日から起算して1年間有効とし、その間において、歴史施設を回数の制限なく観覧することができる。

(旧土岐家住宅洋館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 旧土岐家住宅洋館の設置及び管理に関する条例(令和2年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(開館時間)

第6条 旧土岐家住宅洋館の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、午後5時から午後9時までの間について、旧土岐家住宅洋館の施設(以下「施設」という。)の一部(以下「和室等」という。)の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

2 旧土岐家住宅洋館の観覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第10条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「旧土岐家住宅洋館の施設(以下「施設」という。)の一部」を「和室等」に改め、同条第2項中「前項の施設の一部」を「和室等」に改める。

第13条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用料を」の次に「減額し、又は」を加える。

別表第1中

周遊券	330円	を
周遊券	330円	に
年間周遊パスポート	1,100円	

改め、同表備考第2項中「沼田市歴史資料館」の次に「(以下これらを総称して「歴史施設」という。)」を加え、「各施設」を「各歴史施設」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 年間周遊パスポートは、最初に使用した日から起算して1年間有効とし、その間において、歴史施設を回数制限なく観覧することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第12条関係）

施設区分		使用料		
室名	定員	午前 (午前9時30分～ 正午)	午後 (午後1時～午後5 時)	夜間 (午後5時～午後9 時)
1階和室	8人	330円	440円	440円
1階洋室	13人	440円	550円	550円
2階和室	17人	440円	550円	550円
2階洋室	14人	440円	550円	550円

備考

- 1 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例の一部改正)

第4条 旧沼田貯蓄銀行設置及び管理条例（平成28年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間)

第5条 旧沼田貯蓄銀行の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、午後5時から午後9時までの間について、旧沼田貯蓄銀行の施設（以下「施設」という。）の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

2 旧沼田貯蓄銀行の観覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第8条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第1項中「旧沼田貯蓄銀行の施設（以下「施設」という。）」を「施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第9条関係）

施設区分		使用料		
室名	定員	午前 (午前9時30分～ 正午)	午後 (午後1時～午後5 時)	夜間 (午後5時～午後9 時)
1階営業室		440円	550円	550円
1階事務室	6人	330円	440円	440円
2階広間	21人	550円	660円	660円
2階店長室	8人	330円	440円	440円
2階和室	8人	330円	440円	440円

備考

- 1 1階営業室は、原則として展示目的で使用する場合に限る。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 旧日本基督教団沼田教会記念会堂の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（開館時間）

第6条 旧日本基督教団沼田教会記念会堂の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、午後5時から午後9時までの間について、旧日本基督教団沼田教会記念会堂の施設（以下「施設」という。）の一部（以下「ホール等」という。）の使用の許可の申請がないときは、開館時間を短縮することができる。

2 旧日本基督教団沼田教会記念会堂の観覧時間は、午前9時30分から午後5時まで

とする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第9条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「旧日本基督教団沼田教会記念会堂の施設(以下「施設」という。)の一部」を「ホール等」に改め、同条第2項中「前項の施設の一部」を「ホール等」に改める。

別表中「第11条」を「第6条、第11条」に改める。

別表の1(1)を次のように改める。

(1) 基本使用料

施設区分		使用料		
室名	定員	午前 (午前9時30分～ 正午)	午後 (午後1時～午後5 時)	夜間 (午後5時～午後9 時)
ホール	80人	440円	550円	550円
展示室	13人	330円	440円	440円

別表の1(2)時間外使用料の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 入場料徴収加算金とは、ホール又は展示室の利用者が当該ホール又は展示室を使用する場合に、当該ホール又は展示室に入場する者から入場料を徴収する場合に加算される使用料をいう。
- 2 市民等(市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。)以外の者が使用するときの基本使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 4 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 沼田市歴史資料館の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第16号)の一

部を次のように改正する。

第15条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「使用料を」の次に「減額し、又は」を加える。

別表第1中

周遊券	330円	を
-----	------	---

周遊券	330円	に
年間周遊パスポート	1,100円	

改め、同表備考第2項中「旧土岐家住宅洋館」の次に「（以下これらを総称して「歴史施設」という。）」を加え、「各施設」を「各歴史施設」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 年間周遊パスポートは、最初に使用した日から起算して1年間有効とし、その間において、歴史施設を回数の制限なく観覧することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。